

相談支援事業所 まなや 学び舎あい

こんなとき、相談支援専門員がお話をうかがいます
その他、ご事情に応じて、安心できる暮らしをお手伝いします

職場や近所でトラブルになりやすい	・コミュニケーションの支援 ・生活の支援
体の都合が悪く、杖がほしい	・福祉用具の相談 ・手続きの支援
いつも泣き声が聞こえているが 大丈夫か	・様子伺い ・権利擁護
話の内容を分かりやすく 伝えたい・教えてほしい	・コミュニケーション支援 ・制度の利用
お金が足りなくならないように 使いたい	・助言 ・制度の利用
近所に心配な人がいる 困っていないかしら	・様子伺い ・使いたいサービスの利用手続き
職場で自分だけ怒られてばかり すぐ仕事を辞めてしまう	・就労支援
福祉サービスを知りたい	・サービスの紹介 ・利用手続きの支援
子どもの成長が遅くて心配	・発達相談 ・療育相談
心身の具合が悪く生活が不安 相談したい	・医療・健康相談 ・制度の利用
施設や病院にいる 住み慣れた所で暮らしたい	・地域生活への準備支援 ・日常生活への支援

など

健康で安心して暮らすこと

お気軽にご連絡ください

社会福祉法人四恩会 特定相談支援事業所 学び舎あい
〒925-0157 羽咋郡志賀町堀松辰 73 番地
電話：0767-33-0033
Fax：0767-33-0016
E:mail：manabiya@shionkai.or.jp
：manabiyasoudan@shionkai.or.jp

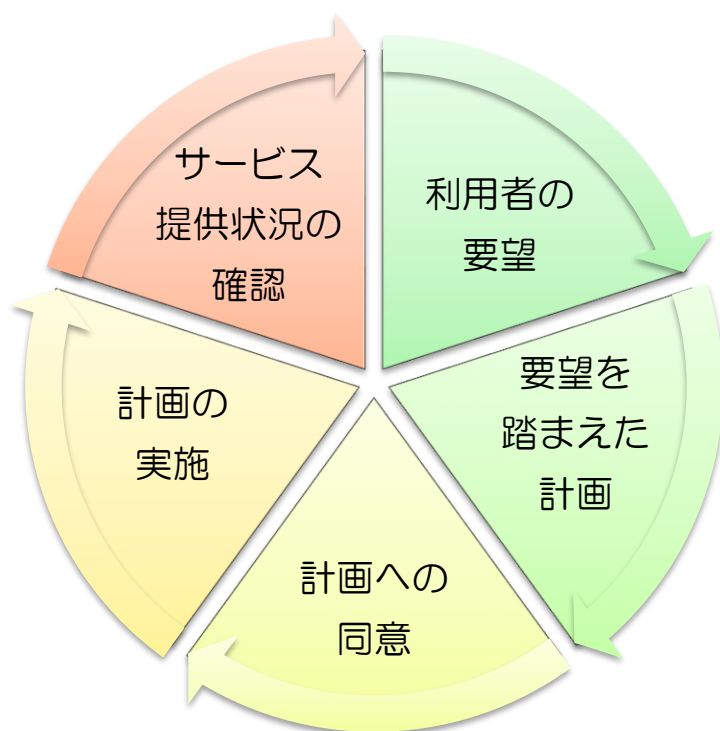
福祉サービスを利用する際の、計画作成も担当しています

相談支援専門員は、相談支援の計画を作成する担当です

総合支援法・児童福祉法では、福祉サービス等を利用する方の自立した生活を支え、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援することになりました

相談支援専門員は、サービス等の利用により、
“利用される方が望むくらし”を実現できるよう
サービス等利用計画を作ります

計画相談の流れ



計画の前にうかがいたいこと

- ・心身の状況や、置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現在受けているサービス
- ・これから受きたいサービス
- ・現在の課題
- ・サービス事業所への要望
- ・その他

サービス等利用計画の検討内容

- ・生活に対する意向
- ・総合的な支援の方針
- ・現在の課題
- ・サービスの目的と達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項 など

社会福法人四恩会 指定特定相談支援事業所 学び舎あい

羽咋郡志賀町堀松辰73番地 電話 0767-33-0033